

自 令和7年12月25日
至 令和7年 月 日 日間

令和7年
第4回 四国中央市議会定例会議案書

(令和7年12月25日追加提案分)

四 国 中 央 市

令和 7 年 第 4 回 四国中央市議会定例会議案目録

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 98 号	四国中央市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 について	3
議 案 第 99 号	令和 7 年度四国中央市一般会計補正予算（第 7 号）	13
議 案 第 100 号	令和 7 年度四国中央市水道事業会計補正予算（第 1 号）	18
議 案 第 101 号	令和 7 年度四国中央市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）	19
議 案 第 102 号	令和 7 年度四国中央市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）	20
議 案 第 103 号	四国中央市監査委員の選任につき同意を求めることについて	21

議案第 98 号

四国中央市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

四国中央市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 25 日提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(四国中央市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 四国中央市職員の給与に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項第 2 号ウ中「7,100 円」を「7,300 円」に改め、同号エ中「1 万円」を「1 万 400 円」に改め、同号オ中「1 万 2,900 円」を「1 万 3,500 円」に改め、同号カ中「1 万 5,800 円」を「1 万 6,600 円」に改め、同号キ中「1 万 8,700 円」を「1 万 9,700 円」に改め、同号ク中「2 万 1,600 円」を「2 万 2,800 円」に改め、同号ケ中「2 万 4,400 円」を「2 万 5,900 円」に改め、同号コ中「2 万 6,200 円」を「2 万 9,100 円」に改め、同号サ中「2 万 8,000 円」を「3 万 2,300 円」に改め、同号シ中「2 万 9,800 円」を「3 万 5,500 円」に改め、同号ス中「3 万 1,600 円」を「3 万 8,700 円」に改める。

第 18 条の 3 第 1 項中「41 万 6,600 円」を「41 万 7,600 円」に改める。

第 19 条第 2 項中「期末手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 125」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 127.5」を加え、同条第 3 項中「100 分の 70」の次に「と、「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 72.5」を加える。

第 19 条の 4 第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 105」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 107.5」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 50」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 52.5」を加える。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

(単位: 円)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	

32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		

71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300			
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600			
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800			
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000			
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000			
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300			
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600			
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000			
86	266, 200	305, 800	355, 700					
87	266, 500	306, 100	356, 100					
88	266, 800	306, 400	356, 500					
89	267, 100	306, 700	356, 700					
90	267, 400	307, 000	357, 100					
91	267, 700	307, 300	357, 500					
92	268, 000	307, 600	357, 900					
93	268, 300	307, 800	358, 100					
94		308, 000	358, 400					
95		308, 300	358, 800					
96		308, 700	359, 100					
97		308, 900	359, 400					
98		309, 200	359, 800					
99		309, 500	360, 200					
100		309, 900	360, 600					
101		310, 100	361, 100					
102		310, 400	361, 500					
103		310, 700	361, 900					
104		311, 000	362, 300					
105		311, 200	362, 800					
106		311, 500	363, 200					
107		311, 800	363, 500					
108		312, 100	363, 800					

	109		312,300	364,200					
	110		312,600						
	111		313,000						
	112		313,300						
	113		313,500						
	114		313,700						
	115		314,000						
	116		314,400						
	117		314,600						
	118		314,800						
	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

（単位：円）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職	1	305,600	415,600	470,300
	2	307,900	418,300	472,300
	3	310,200	420,900	474,200
	4	312,400	423,300	476,100
	5	314,500	425,600	477,500
	6	318,000	427,800	479,200
	7	321,500	429,800	481,000

員以 外の 職員	8	324, 900	431, 900	482, 800
	9	328, 300	434, 000	484, 600
	10	331, 800	435, 500	486, 300
	11	335, 200	437, 000	488, 100
	12	338, 600	438, 500	489, 900
	13	342, 000	439, 900	491, 700
	14	345, 500	441, 300	493, 400
	15	348, 900	442, 800	495, 200
	16	352, 300	444, 200	497, 000
	17	355, 700	445, 500	498, 800
	18	358, 800	447, 000	500, 700
	19	362, 000	448, 400	502, 600
	20	365, 200	449, 800	504, 500
	21	368, 500	451, 100	506, 400
	22	371, 600	452, 600	508, 100
	23	374, 700	454, 000	509, 900
	24	377, 700	455, 400	511, 700
	25	380, 800	456, 800	513, 300
	26	383, 100	458, 200	515, 100
	27	385, 400	459, 500	516, 900
	28	387, 600	460, 900	518, 400
	29	389, 500	462, 300	519, 800
	30	391, 200	463, 600	521, 500
	31	392, 900	465, 000	523, 300
	32	394, 700	466, 400	525, 000
	33	396, 400	467, 700	526, 500
	34	398, 200	469, 100	527, 800
	35	399, 800	470, 400	529, 100
	36	401, 100	471, 800	530, 400
	37	402, 500	473, 200	531, 400
	38	403, 900	474, 900	532, 700
	39	405, 300	476, 500	534, 000
	40	406, 700	478, 000	535, 300
	41	408, 200	479, 600	536, 300
	42	408, 900	480, 800	537, 100
	43	409, 500	481, 900	537, 900
	44	410, 100	483, 000	538, 700
	45	410, 900	484, 000	539, 600
	46	411, 500	484, 900	540, 400

47	412, 100	485, 800	541, 200
48	412, 600	486, 600	541, 900
49	413, 100	487, 300	542, 700
50	413, 500	488, 000	543, 500
51	414, 000	488, 700	544, 200
52	414, 400	489, 300	545, 100
53	414, 800	489, 900	546, 000
54	415, 100	490, 600	546, 800
55	415, 400	491, 200	547, 700
56	415, 800	491, 800	548, 600
57	416, 100	492, 100	549, 400
58	416, 500	492, 700	550, 200
59	416, 800	493, 300	551, 000
60	417, 200	494, 000	551, 700
61	417, 600	494, 400	552, 500
62	417, 900	495, 000	553, 400
63	418, 200	495, 700	554, 300
64	418, 500	496, 400	555, 200
65	418, 800	496, 800	556, 000
66		497, 400	556, 900
67		498, 000	557, 800
68		498, 500	558, 700
69		499, 000	559, 500
70		499, 500	560, 400
71		500, 000	561, 300
72		500, 500	562, 200
73		500, 900	563, 000
74		501, 400	
75		501, 800	
76		502, 200	
77		502, 700	
78		503, 300	
79		503, 800	
80		504, 200	
81		504, 700	
82		505, 300	
83		505, 900	
84		506, 400	

	85		506,900	
定年		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
前再		312,900	356,500	412,800
任用				
短時				
間勤				
務職				
員				

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

第2条 四国中央市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第19条の4第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(四国中央市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 四国中央市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年四国中央市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の95」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と」を、「100分の87.5」の次に「と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第7条関係)

特定任期付職員給料表

(単位:円)

号給	給料月額
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000

別表第2（第8条関係）

第3条任期付職員及び任期付短時間勤務職員給料表

（単位：円）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料月額	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

第4条 四国中央市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

（四国中央市特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 四国中央市特別職の常勤職員の給与に関する条例（平成16年四国中央市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の172.5」の次に「、12月に支給する場合においては100分の177.5」を加える。

第6条 四国中央市特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」を「100分の175」に改める。

（四国中央市議会議員等の議員報酬等に関する条例の一部改正）

第7条 四国中央市議会議員等の議員報酬等に関する条例（平成20年四国中央市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の172.5」の次に「、12月に支給する場合においては100分の177.5」を加える。

第8条 四国中央市議会議員等の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の四国中央市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の職員給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の四国中央市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）、第5条の規定による改正後の四国中央市特別職の常勤職員の給与に関する条例（次項において「改正後の特別職給与条例」という。）及び第7条の規定による改正後の四国中央市議会議員等の議員報酬等に関する条例（次項において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与等の内払）

- 3 改正後の職員給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の特別職給与条例又は改正後

の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の四国中央市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の四国中央市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第5条の規定による改正前の四国中央市特別職の常勤職員の給与に関する条例又は第7条の規定による改正前の四国中央市議会議長等の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、それぞれ改正後の職員給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定による給与等の内払とみなす。

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提 案 理 由

現下の社会情勢に鑑み、人事院勧告に準じて職員等の給与を改定するため、関係条例の一部を改正するものである。

議案第 99 号

令和 7 年度四国中央市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 7 年度四国中央市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 418,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,879,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 7 年 12 月 25 日提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
15 国庫支出金		6,114,216	230,000	6,344,216
	2 国庫補助金	1,205,223	230,000	1,435,223
20 繰越金		1,534,467	188,000	1,722,467
	1 繰越金	1,534,467	188,000	1,722,467
歳 入 合 計		46,461,000	418,000	46,879,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 議 会 費		254,055	1,789	255,844
	1 議 会 費	254,055	1,789	255,844
2 総 務 費		6,195,809	40,902	6,236,711
	1 総務管理費	5,066,616	30,525	5,097,141
	2 徴 税 費	735,948	6,821	742,769
	3 戸籍住民基本台帳費	187,712	2,472	190,184
	4 選 挙 費	121,217	572	121,789
	6 監査委員費	25,459	512	25,971
3 民 生 費		18,455,547	283,703	18,739,250
	1 社会福祉費	5,562,066	12,812	5,574,878
	2 老人福祉費	4,157,200	1,869	4,159,069
	3 児童福祉費	7,512,558	266,791	7,779,349
	4 生活保護費	1,214,863	2,231	1,217,094
4 衛 生 費		3,431,896	9,434	3,441,330
	1 保健衛生費	1,982,794	8,286	1,991,080
	2 清 掃 費	1,449,102	1,148	1,450,250
6 農林水産業費		1,146,637	7,072	1,153,709
	1 農 業 費	684,510	6,101	690,611

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 林 業 費	346,633	485	347,118
	3 水産業費	115,494	486	115,980
7 商 工 費		1,032,017	8,299	1,040,316
	1 商 工 費	1,032,017	8,299	1,040,316
8 土 木 費		3,725,564	11,609	3,737,173
	1 土木管理費	218,873	4,667	223,540
	4 港 湾 費	516,195	524	516,719
	5 都市計画費	1,315,000	4,609	1,319,609
	6 住 宅 費	221,706	1,809	223,515
9 消 防 費		1,708,750	32,886	1,741,636
	1 消 防 費	1,708,750	32,886	1,741,636
10 教 育 費		5,694,240	22,306	5,716,546
	1 教育総務費	727,161	7,185	734,346
	4 幼稚園費	197,968	3,412	201,380
	5 社会教育費	1,141,980	9,145	1,151,125
	6 保健体育費	1,839,529	2,564	1,842,093
歳 出	合 計	46,461,000	418,000	46,879,000

第2表 繰越明許費補正

(追 加)

款	項	事業名	金額
			千円
3 民生費	3 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当 支給事業	230,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	市単道路改良事業	15,000

議案第 100 号

令和 7 年度四国中央市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 7 年度四国中央市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度四国中央市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 水道事業費用	2,307,300 千円	△15,825 千円	2,291,475 千円
第 1 項 営業費用	2,085,074 千円	△15,825 千円	2,069,249 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 1,170,600 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 231,112 千円及び過年度分損益勘定留保資金 939,488 千円」を「不足する額 1,175,140 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 231,112 千円及び過年度分損益勘定留保資金 944,028 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 資本的支出	3,318,000 千円	4,540 千円	3,322,540 千円
第 1 項 建設改良費	2,718,993 千円	4,540 千円	2,723,533 千円

第 4 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	256,331 千円	△11,285 千円	245,046 千円

令和 7 年 12 月 25 日提出

四国中央市長 大西 賢治

議案第 101 号

令和 7 年度四国中央市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 7 年度四国中央市工業用水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度四国中央市工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第 1 款 新宮工業用水道事業費用	929,200 千円	△1,653 千円	927,547 千円
第 1 項 営業費用	866,542 千円	△1,653 千円	864,889 千円
第 2 款 柳瀬工業用水道事業費用	144,600 千円	516 千円	145,116 千円
第 1 項 営業費用	134,338 千円	516 千円	134,854 千円
第 3 款 富郷工業用水道事業費用	1,912,700 千円	587 千円	1,913,287 千円
第 1 項 営業費用	1,614,104 千円	587 千円	1,614,691 千円
合 計	2,986,500 千円	△550 千円	2,985,950 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「過年度分損益勘定留保資金584,165千円及び当年度分損益勘定留保資金338,177千円」を「過年度分損益勘定留保資金601,683千円及び当年度分損益勘定留保資金320,659千円」に改める。

第 4 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	179,495 千円	△550 千円	178,945 千円

令和 7 年 12 月 25 日提出

四国中央市長 大西 賢治

議案第 102 号

令和 7 年度四国中央市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度四国中央市公共下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 7 年度公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第 1 款 下水道事業収益	1,942,000 千円	△4 千円	1,941,996 千円
第 2 項 営業外収益	697,072 千円	△4 千円	697,068 千円
	支 出		
第 2 款 下水道事業費用	1,853,000 千円	△1,975 千円	1,851,025 千円
第 1 項 営業費用	1,760,836 千円	△1,975 千円	1,758,861 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 556,044 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 16,426 千円、過年度分損益勘定留保資金 235,870 千円及び当年度分損益勘定留保資金 303,748 千円」を「不足する額 556,999 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 16,415 千円、減債積立金 54,485 千円、過年度分損益勘定留保資金 235,870 千円及び当年度分損益勘定留保資金 250,229 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第 4 款 資本的支出	1,571,944 千円	955 千円	1,572,899 千円
第 1 項 建設改良費	917,782 千円	955 千円	918,737 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 4 条 予算第 9 条中「94,045 千円」を「93,025 千円」に改める。

（債務負担行為の補正）

第 5 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為の限度額を次のように改める。

事 項	補 正 前	補 正 後
公共下水道污水管布設工事	132,000 千円	270,000 千円

令和 7 年 12 月 25 日提出

四国中央市長 大西 賢治

議案第 103 号

四国中央市監査委員の選任につき同意を求めることについて

四国中央市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 12 月 25 日提出

四国中央市長 大西 賢治

区 分	住 所	氏 名	生 年 月 日	備 考
議 会 選 出	四国中央市寒川町	眞鍋 利憲		